

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和43年度		担当課室	労災管理課		木暮 康二			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		施策名	Ⅱ 2 4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号)附則第8条		関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者 (最高限度額104,290円、最低保障額56,600円) ②常時監視を要し、随時介助を要する者 (最高限度額78,220円、最低保障額42,450円) ③常時監視を要するが、通常は介助を要しない者 (最高限度額52,150円、最低保障額28,300円) (※いずれも平成24年度の月額)								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	13	12	12	11	10		
		補正予算							
		繰越し等							
	計		13	12	12	11	10		
	執行額		12	11	10				
執行率 (%)		92.3%	91.7%	83.3%					
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)	
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合80%とする。			成果実績	%	—	—	100%	80%
				達成度	%	—	—	125%	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。 ※本経費は被災労働者の請求に基づき介護料を支給するものであり定量的な成果指標を示すことは困難である。			活動実績 (当初見込み)		—	—	—	—
					—	(—)	(—)	(—)	
単位当たり コスト	— (円/)			算出根拠	—				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	介護支給費	11	10	給付見込みの減による減					
	計	11	10						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	平成8年の介護補償給付の創設に伴い、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(以下「CO特措法」)に基づく介護料を廃止したが、介護補償給付制度の創設前から既に介護料を受給している者については、経過措置として、CO特措法に基づく介護料を引き続き受給することができることとされた。そのため、本事業が行われているが、対象者が存在している間は、ニーズがあるとともに優先度は高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	本介護料は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするものに対し経過措置として、CO特措法に基づく介護料を引き続き支給しているものである。 そのため、本事業は、労災による被災者援護のための事業であることから、労災保険を管掌する国が行うべきである。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	予定していた給付額を下回ったことによる。
資金の流れ、費目・使途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	-
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	-
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	本事業は、労災による被災者援護のための事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、介護支給費は最低限必要な費目・使途である。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために、実行性の高い手段となっていると考えられる。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	平成23年度から成果目標を設定しているが、平成23年度成果実績は100%、達成度125%である。
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名 労災保険給付に必要な経費(うち介護補償給付) (厚生労働省労働基準局)	本介護料は、介護補償給付の創設に伴い廃止されたものの、経過措置として引き続き受給することができることとされたものであることから、役割分担は適切である。
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-
点検結果	<p>本介護料は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成7年法律第35号。以下「改正法」という。)附則第7条の規定により廃止された炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和42年法律第92号)第8条の規定に基づく介護料について、改正法の施行の日(平成8年4月1日)の前日において支給を受ける権利を有していた被災労働者に対し、改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第8条の規定がなお効力を有することとし、支払うものであることから、対象者が存在している間は、廃止することはできない。</p> <p>また、支給額についても、他制度の介護手当との均衡等を考慮した見直しが行われているため、見直しの余地はない。(見直しは、毎回、労働政策審議会の答申を得た上でやっている。)当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費については、執行状況を踏まえ、予算要求に反映させること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	執行実績を踏まえ給付見込額を見直したことによる削減(反映額: ▲1百万円)		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	660-11	平成23年行政事業レビュー	0986

厚生労働省
10百万円
(平成23年度執行額)

↓ [制度設計及び運用]

A. 福岡労働局
10百万円

↓ [介護料の支給]

B. 被災労働者
10百万円

[介護料の請求]

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.福岡労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
介護料支給費	一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料	10			
計		10	計		0
B.被災労働者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
介護料支給費	介護料	10			
計		10	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福岡労働局	介護料の支給	10		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者	介護料の請求	10		